2　支出総額	35,971,266
3　本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	23,000,000
維新の党	23,000,000
［略］	
4　支出の内訳	
［略］	
政治活動費	32,534,803
［略］	
寄附・交付金	27,110,279

2　支出総額	15,971,266
3　本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	3,000,000
維新の党	3,000,000
［同左］	
4　支出の内訳	
［同左］	
政治活動費	12,534,803
［同左］	
寄附・交付金	7,110,279

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党徳島県衆議院比例区第一支部、自由民主党東京都参議院比例区第六十四支部、自由民主党東京都参議院比例区第六十七支部、自由民主党東京都参議院比例区第九十六支部、日本維新の会参議院比例区第53支部、民進党参議院比例区第78支部、石井ひろおと未来を拓く会、笑顔の会、鶴翔会、小林正夫後援会、山羊会（山本　幸三）、全国泰山会、二十一世紀の会、日本の夢創造機構、林芳正を支える会、丸川珠代の会、未来産業研究会、茂木敏充政策研究会、龍の風、政治結社皇心会及び田名部匡代後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十九年総務省告示第三百九十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成三十年二月二十八日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨は、これを加える。

訂正後	訂正前
〔政党の支部〕	〔政党の支部〕
自由民主党徳島県衆議院比例区第一支部	**自由民主党徳島県衆議院比例区第一支部**
［略］	［同左］
1　収入総額　60,684,819	1　収入総額　59,684,819
［略］	［同左］
本年収入額　28,750,870	本年収入額　27,750,870
［2　略］	［2　同左］
3　本年収入の内訳	3　本年収入の内訳
［略］	［同左］
本部又は支部から供与された交付金に係る収入　12,000,000	本部又は支部から供与された交付金に係る収入　11,000,000
自由民主党本部　11,000,000	自由民主党本部　11,000,000
自由民主党徳島県支部連合会　1,000,000	
［略］	［同左］
［4～8　略］	［4～8　同左］
自由民主党東京都参議院比例区第六十四支部	**自由民主党東京都参議院比例区第六十四支部**
［略］	［同左］
1　収入総額　40,143,210	1　収入総額　39,665,198
［略］	［同左］
本年収入額　33,339,068	本年収入額　32,861,056
［2　略］	［2　同左］